

令和 8 年度第 1 回木更津市行政不服審査会 会議録

○開催日時：令和 8 年 5 月 1 9 日（火） 午後 3 時から午後 4 時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎 8 階 会議室 2

○出席者氏名

審査会委員：渡邊秀孝、井元岳史、勝田信篤

木更津市：木更津市副市長 田中 幸子

総務部 曾田総務部長、中原総務部次長

（事務局）総務部総務課 内田課長、河上課長補佐、梅田主査、赤瀬主任主事、松野主任主事

○公開非公開の別：公開

○会議の内容

河上課長補佐 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより、令和 8 年度第 1 回木更津市行政不服審査会を開催いたします。私は、進行を務めさせていただきます総務部総務課の河上でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、木更津市行政不服審査会委員の委嘱状交付式を行います。田中副市長から委嘱状を皆様に交付させていただきます。皆様方には、自席にてお受け取りいただきたいと思いますので、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立くださるよう、お願いいたします。

委嘱状を交付

河上課長補佐 ありがとうございます。続きまして、田中副市長よりご挨拶を申し上げます。

田中副市長 皆様、こんにちは。副市長の田中でございます。

本来であれば、渡辺市長からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、出席ができませんので、代わりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、行政不服審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、このたびは、当審査会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け頂き、重ねて御礼を申し上げます。

行政不服審査制度は、行政の違法又は不当な処分等の行為に関し簡易迅速に、国民の権利利益の救済を図る制度でございます。平成 2 6 年の行政不服審査法の改正に伴い本市におきましては、

平成27年12月に、木更津市行政不服審査法施行条例を制定し、当審査会を設置いたしました。当審査会は、行政の処分に対する、審査請求が行われた際、その事案について調査、審議をして頂く機関でございます。

皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、適正かつ公正な市政の執行、運営にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

河上課長補佐　なお、副市長は、ここで退席させていただきますので、ご了承下さるようお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局自己紹介

河上課長補佐　次に、会議の成立について報告いたします。

本審査会の会議は、木更津市行政不服審査法施行条例第8条第2項により、全ての委員の出席がなければ開くことができないとされております。

審査会の委員定数は3名、本日出席委員3名となっており、全ての委員が出席されておりますので、本日の会議は成立しましたので報告します。

次に、事務局よりお伺いいたします。今回の審査会は、審査請求による審査が予定されておられませんので、本審査会を公開することとしてよろしいでしょうか。

各委員　はい。

河上課長補佐　ご異議ございませんので、本審査会を公開することといたします。

それでは、議事に移ります。まず、次第の「4　会長及び副会長の互選」でございますが、木更津市行政不服審査法施行条例第8条第1項の規定により、会長が議長となる、と定められております。

現在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、議事進行につきましては、曾田総務部長に、仮議長をお願いしたいと存じます。曾田総務部長、よろしくお願いいたします。

曾田総務部長　総務部長の曾田でございます。

委員の皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本審査会の会長及び副会長は、木更津市行政不服審査法施行条例第5条第2項の規定により、委員の互選により定める、とされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長について、いかがでございましょうか。

井元委員　会長には、本審査会の前会長でありました渡邊委員に引き続きお願いしたいと思いがいかがでしょうか。

曾田総務部長　ただいま、会長に渡邊委員をとのお声がありましたが、いかがでございましょうか。

各委員 異議なし。

曾田総務部長 異議なしとのお声をいただきましたので、会長は渡邊委員にお願いしたいと存じます。それでは、会長から一言、ご挨拶を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

渡邊会長 はい、皆さんお疲れ様でございます。引き続き会長ということで、互選にてお役目ちょうだいいたしましたので、今後とも公正かつ適切な行政の運営のため尽力して参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

曾田総務部長 それでは、以後の議事進行につきましては、渡邊会長にお願いいたしまして、私は席を移らせていただきます。渡邊会長、よろしくお願いいたします。

渡邊会長 本審査会の会長を務めさせていただくことになりました、渡邊でございます。委員の皆様にはご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、副会長の互選を行いたいと思います。互選の方法ですが、皆様のご異議がなければ、会長が指名させていただく方法でいかがでしょうか。

各委員 はい。

渡邊会長 副会長については、井元委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

渡邊会長 それでは、副会長は井元委員にお願いいたします。

次に、次第5「その他」について、事務局から何かございますか。

河上課長補佐 はい。事務局よりご報告させていただければと思います。本市における、令和7年度の審査請求の状況について、ご説明とご報告をさせていただければと思います。

皆様の方に紙の方で、令和7年度審査会の状況というものを1枚お配りさせていただいております。タブレットの中にもございます。タブレットですと03のものになります。ご覧ください。着座にて説明させていただきます。

はじめに、制度の概要について、簡単に補足いたします。

市長が行った行政処分に対する審査請求につきましては、裁決も同じく市長が行うこととなります。行政処分を行った部署を「処分庁」といい、審査庁としての事務は、公平性を期すため総務部職員課が担っております。また、市長から指名された職員が審理員として審理を行い、その後、審査庁から本市行政不服審査会へ諮問がなされます。審査会の答申を経て、市長が最終的に裁決を行う仕組みとなっております。

それでは、「令和7年度の審査請求の状況」と題する資料をご覧ください。

令和7年度中、本市では、5件の審査請求について裁決等が行われました。表の一番左側には、審査請求がなされた順に番号を付しております。各欄の内容について、ご説明いたします。

まず、「案件」欄には、審査請求の対象となった市の処分内容を記載しております。

次に、「所管」欄には、処分を行った部署、いわゆる処分庁を記載しております。

「審査請求年度」は、審査請求がなされた年度、「審査会答申年度」は、審査会による答申が行われた年度を示しております。そして、右端の欄には、裁決または審査請求の取下げがあった年度を記載しております。なお、令和7年度中に市長による裁決がなされたのは2件であり、残る3

件については、審査請求人からの取下げがなされております。また、令和7年度中に新たに審査請求がなされたものは、4番および5番の2件であり、いずれも取下げとなっております。

現在、本市において継続中の案件はございません。

なお、5番の案件につきましては、情報公開条例に基づく処分に関するものであるため、本審査会への諮問の対象とはならない案件となっております。

以上が、令和7年度の審査請求の状況の概要でございます。

渡邊会長 河上様ありがとうございました。今の報告につきましてご質問等ある方いらっしゃいますか。

勝田委員 はい。

渡邊会長 勝田委員どうぞ。

勝田委員 1番の処分維持と2番の却下の違いを教えてください。

河上課長補佐 はい。こちら、1番の案件につきましては、受益者負担金の処分の方がございまして、受益者負担金の賦課が、違法というような形で、審査請求が上がった事案でございます。

こちらにつきましては処分庁の判断の方が、維持されたという形で処分維持というような形になっております。2番目が受益者負担金を賦課して、そのあと差押さえがされて、そのあと差押さえから配当処分がされた事案でございます。これは期限を経過した審査請求であったという形式的なところ却下となっております。

勝田委員 判決で言いますと棄却と却下の違いだということでしょうか。

河上課長補佐 はい。全くその通りでございます。

勝田委員 ありがとうございます。

渡邊会長 要件満たさずで却下だったから、諮問をしなかったのですか、それとも同じ内容について、すでに諮問をしているから諮問が不要だから諮問しなかったのですか。

河上課長補佐 はい。こちらの方は審査庁の判断としましては、行政不服審査法43条に却下の事案ですと、諮問をしないことができるというものと、あと、審査庁も、まさしく今会長がおっしゃった通り、もうほぼ同じ内容という形のものでしたので、諮問をしなかったと聞いております。

渡邊会長 わかりました。却下の場合は諮問をしないこともできるっていう表現であったから、その裁量性があるっていう中で、その考慮要素として、同種の内容についてすでに検討済みであると。ということでご判断されたということで承知いたしました。

それでは、他に何かご質問や、何かある方いらっしゃいますか。

事務局からも以上ですか。

河上課長補佐 はい。

渡邊会長 では、今後についての連絡と何かありますか。

河上課長補佐 審査請求となっている案件が現在ございませんので、審査請求がまた行われて、手続きを経ましたら、また各委員の皆様、日程の調整等でご連絡をさせていただきますが、今のところ案件はございません。

渡邊会長 ありがとうございます。

先般の受益者負担金の処分の案件は、まちづくりみたいな話なので実質的にはそういうゾーニングというか、その地域全体としての開発になるわけですが、その中で個人的な利益にはそぐわない方がいらっしゃる、それはそうなのかなっていうところで、対応なかなか検討難しかった事案だなというふうに記憶しております。

令和6年、7年はこの1件で、審査会が開かれてましたが、その前は。

河上課長補佐 はい。令和3年に3件、令和5年に3件ありまして、令和6年がこの受益者負担金とあと、補助金の関係で審査会がありました。昨年度だけなかったというような形です。

渡邊会長 補助金ってマンションのですか。

河上課長補佐 マンションの補助金の額が、申請額より少ないというような形のものです。

渡邊会長 そういうわけなのでこれからも、審査会を開くことあるかと思いますので、先生方はどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年度第1回の本更津市行政不服審査会を終了といたします。皆様お疲れ様でした。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和8年6月15日

本更津市行政不服審査会会長 渡邊 秀孝